

地域にはばたけ！学生応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中海・宍道湖・大山圏域市長会地域にはばたけ！学生応援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、中海・宍道湖・大山圏域市長会補助金等交付要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「学生」とは、中海・宍道湖・大山圏域（以下「圏域」）に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(大学に設置する大学院及びサテライトキャンパスを含む。)及び高等専門学校、同法第108条に規定する短期大学又は同法第125条第3項に規定する専修学校専門課程（以下「学校等」という。）に在籍する学生(高等専門学校は4年生以上に限る。)をいう。

(補助金の目的)

第3条 この補助金は、圏域での、学生の地域における主体的な活動を支援することにより、圏域の市町村（米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町をいう。）における学生の地域活動への参画を促進し、地域の活性化及び交流人口・関係人口の拡大を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 前条の目的の達成に資するため、中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下「市長会」という。）は、圏域における学生の地域における主体的な活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」）は、構成員の総数（団体の構成員に学生以外が含まれる場合は、学生が2名以上含まれ、かつ、団体の構成員の総数の2分の1以上が学生であるものとする。）が2名以上である学生で構成される学生団体（以下「団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 地域の魅力の向上につながる活動であること
- (2) 地域の課題解決につながる活動であること
- (3) 活動の充実及び人材育成に成果があると認められる活動であること
- (4) 市長会の構成自治体又は地域活動団体等と連携した取組であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する活動は、補助金の対象外とする。

- (1) 政治的な目的で実施されるもの
- (2) 宗教的な目的で実施されるもの
- (3) 営利を目的とするもの

- (4) 学校等に関連する授業及び部活動、サークル活動
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めるもの
- 3 補助金の交付の対象となる事業は、会計年度を通じて一団体当たり1件限りとする。
- 4 他の補助金との併用はできないものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率並びに補助金の限度額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第8条 要綱第4条第1項に規定する補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 地域活動等事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 団体の概要調書(別記様式第2号)
- (3) 地域活動等事業収支予算書(別記様式第3号)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(審査)

第9条 交付申請のあった対象事業に対する補助金の交付の決定に係る審査は、別表に定める審査基準に照らし、市長会企画担当課長会において審査するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了した場合は、その完了した日から起算して20日を経過する又は当該補助金交付の決定があった日の属する中海・宍道湖・大山圏域市長会の会計年度の末日のいずれか早い日までに、要綱第12条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 地域活動等事業報告書(別記様式第4号)
- (2) 地域活動等事業収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 対象事業の実施が確認することができる書類及び実施の状況を撮影した写真
- (4) 領収書等の支払い状況が確認できるものの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(規定外事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象経費の種別	補助率	補助限度額
報償費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、旅費、研修等参加負担金、食糧費（会長が必要と認める経費に限る。）その他会長が必要と認める経費	補助対象経費の10分の10以内	5万円

別表（第9条関係）

審査基準
<p>① 実施計画が具体的であり、かつ妥当性があること。</p> <p>② 補助対象事業の実施により、圏域における学生と住民の交流促進により地域の活性化が期待できること。</p> <p>③ 補助対象事業の実施後、持続・発展的な活動展開や人的ネットワークの形成等が見込まれること。</p>

別記

様式第1号（第8条関係）

地域活動等事業計画書

活 動 名	
活 動 の 目 的	
実 施 場 所	
活 動 概 要	
実 施 期 間 (スケジュール)	
連 携 対 象 者 (地域団体等)	
予 定 参 加 者 数	
総 事 業 費	(A) 円
補 助 対 象 経 費	(B) 円
補 助 金 申 請 額	(B) × 10 / 10 円 (上限5万円)
活 動 に よ る 効 果	

様式第3号（第8条、10条関係）

地域活動等事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算（決算）額	資金の調達先
自 己 資 金		
補 助 金		
その他（内容： ）		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

項 目	補助事業に 要する経費	うち補助対象経費	備 考
合 計	(A)	(B)	

様式第4号（第10条関係）

地域活動等事業報告書

活 動 名	
実 施 概 要	
実 施 期 間	
参 加 者	
参 加 数	
総 事 業 費	(A) 円
補 助 対 象 経 費	(B) 円
補 助 金 申 請 額	$(B) \times 10 / 10$ 円（上限5万円）
活 動 の 効 果	

※ 事業の実施状況を撮影した写真を添付すること。